

平成八年法務省・運輸省令第一号

旅行業者営業保証金規則

旅行業法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十四号）の施行に伴い、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第九条第四項において準用する第八条第五項、第九条第九項（第二十条第四項、第二十二条の十二第七項及び第二十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第三項、第十八条第三項並びに第十八条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに第十六条第一項の規定を実施するため、旅行業者営業保証金規則の全部を改正するこの省令を制定す。

（営業保証金についての権利の承継の届出）

第一条 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、第一号書式により作成した届出書二通を提出しなければならない。

2 観光庁長官又は法第六十七条の規定により觀光庁長官の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事（以下「行政庁」という。）は、前項の届出を受けたときは、届出書に受理の年月日を記載し、その一通を法第六十六条第二項の規定により提出された営業保証金につき権利を承継した事実を証明する書面とともに、当該営業保証金を供託している供託所に送付しなければならない。（権利の実行の申立て等）

第二条 法第十七条第一項の権利（以下「権利」という。）を有する者は、その権利の実行をしようとするときは、行政庁に対し、その申立てをしなければならない。

2 前項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、第二号書式により作成した申立て書に権利を有することを証する書面を添付して、法第六条の四第一項に規定する旅行業者（旅行業者であった者を含む。以下「旅行業者」という。）であつて当該申立てに係るもの（以下「被申立旅行業者」という。）が法第三条、第六条の三第一項又は第六条の四第一項の規定による登録を受けている行政庁（旅行業者であつた者については、登録の抹消前に当該登録を受けた行政庁をいう。以下「登録行政庁」という。）に提出しなければならない。

3 登録行政庁は、第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときがあると認めるときは、その秩序を乱し、又

きは、被申立旅行業者が供託した営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない

一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を同

項の申立てをした者（以下「申立人」という。）及び被申立旅行業者に通知しなければならない。

4 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

5 第三项に規定する権利の申出をしようとする者は、第三号書式により作成した届出書に権利を有することを証する書面を添付して、登録行政

府に提出しなければならない。

6 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

7 第三条（権利の調査等）登録行政庁は、前条第三項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。この場合において、登録行政庁は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、かつ、被申立旅行業者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び被申立旅行業者に対して、権利の存否及びその権利によって担保されなく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、被申立旅行業者に通知しなければならない。

8 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これらを公示し、かつ、被申立旅行業者に通知しなければならない。

9 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

10 第二条（権利の調査等）登録行政庁は、前項の規定により有価証券を換価したときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

は不穏な言動をする者を退去させることができ

る。

8 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これらを公示し、かつ、被申立旅行業者に通知しなければならない。

9 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

10 第二条（権利の調査等）登録行政庁は、前項の規定により有価証券を換価したときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

が供託した営業保証金に係る供託書正本の提出を命ずることができる。

2 登録行政庁は、前項の規定により供託書正本の提出を受けたときは、保管証書を当該旅行業者の交付しなければならない。

6 条登録行政庁は、法第八条第六項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五条）の規定による振替口座簿の記載又は記録に号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債を含む。以下同じ。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

2 登録行政庁は、前項の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

3 登録行政庁は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる供託金として供託しなければならない。

3 登録行政庁は、有価証券を換価したときは、その旨を前項に規定する旅行業者に通知しなければならない。

4 前項の規定により供託された供託金は、第二項の規定により還付された有価証券を供託した旅行業者が供託したものとみなす。

5 登録行政庁は、第三項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する旅行業者に通知しなければならない。

6 前項の規定により還付された有価証券を供託した旅行業者に付託したものとみなす。

7 登録行政庁は、第三項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する旅行業者に通知しなければならない。

8 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これらを公示し、かつ、被申立旅行業者に通知しなければならない。

9 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

10 第二条（権利の調査等）登録行政庁は、前項の規定により有価証券を換価したときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

が供託した営業保証金に係る供託書正本の提出を命ずることができる。

2 登録行政庁は、前項の規定により供託書正本の提出を受けたときは、保管証書を当該旅行業者の交付しなければならない。

6 条登録行政庁は、法第八条第六項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五条）の規定による振替口座簿の記載又は記録に号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債を含む。以下同じ。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

2 登録行政庁は、前項の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

3 登録行政庁は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる供託金として供託しなければならない。

3 登録行政庁は、有価証券を換価したときは、その旨を前項に規定する旅行業者に通知しなければならない。

4 前項の規定により還付された有価証券を供託した旅行業者に付託したものとみなす。

5 登録行政庁は、第三項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する旅行業者に通知しなければならない。

6 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これらを公示し、かつ、被申立旅行業者に通知しなければならない。

7 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

8 議長は、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これらを公示し、かつ、被申立旅行業者に通知しなければならない。

9 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

10 第二条（権利の調査等）登録行政庁は、前項の規定により有価証券を換価したときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

が供託した営業保証金に係る供託書正本の提出を命ずることができる。

2 登録行政庁は、前項の規定により供託書正本の提出を受けたときは、保管証書を当該旅行業者の交付しなければならない。

6 条登録行政庁は、法第八条第六項の規定により有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五条）の規定による振替口座簿の記載又は記録に号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債を含む。以下同じ。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

2 登録行政庁は、前項の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

3 登録行政庁は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる供託金として供託しなければならない。

3 登録行政庁は、有価証券を換価したときは、その旨を前項に規定する旅行業者に通知しなければならない。

4 前項の規定により還付された有価証券を供託した旅行業者に付託したものとみなす。

5 登録行政庁は、第三項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する旅行業者に通知しなければならない。

6 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これらを公示し、かつ、被申立旅行業者に通知しなければならない。

7 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

8 議長は、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これらを公示し、かつ、被申立旅行業者に通知しなければならない。

9 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

10 第二条（権利の調査等）登録行政庁は、前項の規定により有価証券を換価したときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

七 第五項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

附 則 (平成一五年一月六日法務省・國
土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一三日法務
省・國土交通省令第一号)

この省令は、旅行業法の一部を改正する法律
の施行の日(平成十七年四月一日)から施行す
る。

附 則 (平成一七年二月一〇日法務省・
國土交通省令第一号)

この省令は、平成十七年三月七日から施行す
る。

附 則 (平成二〇年九月二九日法務省・
國土交通省令第一号)

(施行期日)

この省令は、国土交通省設置法等の一部を改
正する法律(平成二十年法律第二十六号)の施
行の日(平成二十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月一〇日法務
省・國土交通省令第二号)

この省令は、株式等の取引に係る決済の合理
化を図るための社債等の振替に関する法律等の
一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月四日法務省・國
土交通省令第一号)

この省令は、平成三十年一月四日から施行す
る。

附 則 (令和元年六月二八日法務省・國
土交通省令第一号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正
する法律の施行の日(令和元年七月一日)から
施行する。

附 則 (令和二年一二月一三日法務省・
國土交通省令第三号)

(施行期日)

この省令は、令和三年一月一日から施行す
る。

(経過措置)

この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式による用紙は、当分の間、これを
取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年七月二九日法務省・國
土交通省令第一号)

この省令は、令和四年九月一日から施行す
る。

第一号書式 (第1条第1項関係)

第二号書式 (第2条第2項関係)

第二号書式(第2号文書と同様)(平成五年一月一日起用)(日本語表記のみ)(第4号)

(日本語表記のみ)(第4号)

中 立 書

1 申立てに係る銀行業者の氏名又は名称、商号及び住所並びに登記番号

2 備考欄

3 備考欄の用意たる事実

4 その他要件となる事項

上記のとおり、本規則第2項第2項第3項の規定により複数の申出
を行なっております。

年 月 日

住 所

郵便番号

名

(代理人にあっては、代表者の氏名及び業務)

金融行政課 附

第三号書式 (第2条第5項関係)

第三号書式(第3号文書と同様)(平成五年一月一日起用)(日本語表記のみ)(第4号)

(日本語表記のみ)(第4号)

中 立 書

1 申立てに係る銀行業者の氏名又は名称、商号及び住所並びに登記番号

2 備考欄

3 備考欄の用意たる事実

4 その他要件となる事項

上記のとおり、本規則第2項第2項第3項の規定により複数の申出
を行なっております。

年 月 日

住 所

郵便番号

名

(代理人にあっては、代表者の氏名及び業務)

金融行政課 附

第四号書式 (第4条第5項関係)

第四号書式(第4号文書と同様)(平成五年一月一日起用)(日本語表記のみ)(第4号)

(日本語表記のみ)(第4号)

中 立 書

本規則第2項第2項第3項の規定により複数の申出
を行なっております。

年 月 日

住 所

郵便番号

名

(代理人にあっては、代表者の氏名及び業務)

金融行政課 附

第五号書式（第8条第2項関係）

第五号書式（第6条第2項關係）（学社法第6条第1・2項、令第6条第6項第1・2項、令第6条第7項第1項）

(日本庭園模様合集4番)

書式（第8条第3項及び第9条第7項関係）（甲の委嘱書文）・全件、乙の委嘱書文）・一部承認）
(日本産業規格A列4番)

明 帝

- | | | | |
|--------------------------------------|------|---------|--|
| 1 教員へ受ける評定の内容又は会員、専門及び他の団体に並びに登録事項 | | | |
| 2 既往歴 | | | |
| 3 教育実績等 | | | |
| 4 職業・社会活動等によるもので記載 | | | |
| 5 教員へ受ける評定の内容(既往歴) | | | |
| 6 会員登録事項 | | | |
| 7 受取者登録事項 | | | |
| □ 有効期限(被認定書を発行する)の範囲 | | | |
| 持 手 番 号 姓 名 諸記号 号碼番号 査定 年数 額 受取額 額付額 | 内 容 | 円 円 円 円 | |
| 内 容 | 内 容 | 内 容 | |
| 持 手 番 号 姓 名 諸記号 号碼番号 査定 年数 額 受取額 額付額 | 内 容 | 円 円 円 円 | |
| 内 容 | 内 容 | 内 容 | |
| 八 評定書の提出 | | | |
| 持 手 番 号 会 員 番 号 金 額 額 受取額 | | | |
| 会員登録番号 | 月 日 | 円 | |
| 会員登録番号 | 月 日 | 円 | |
| 上記よりより記入せよ。
年 月 日 | | | |
| 住 所 | 登録日付 | 年 | |

第六号書式（第8条第3項及び第9条第7項関係）